

基地跡地における地区計画素案に関する パブリックコメント(意見募集)の結果をお知らせします

市では、「朝霞市基地跡地利用計画書(平成20年5月策定)」を踏まえ、基地跡地において地区計画を決定するにあたり、市民の皆さんから意見を募集するためにパブリックコメントを実施しました。その結果、3団体と24人の方から86件のご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見についてその主旨に応じ8の項目に分類・整理し、市の考え方をまとめましたのでお知らせします(紙面の関係で意見募集結果は抜粋で掲載しています)。

意見募集結果の全文については、市ホームページに掲載するほか、市役所市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館・北朝霞分館)および都市計画課窓口で閲覧できます。

また、このパブリックコメントにあわせ実施した都市計画法第16条第2項に基づく縦覧では、意見書の提出はありませんでした。

問い合わせ/都市計画課 内線2512 ☎048-463-2518(直通)

実施結果の概要

● 期間/9月8日(月)~29日(月) ● 提出者数/3団体と24人

● 8の項目に分類した意見数/86件

①地区計画全般	35件	②A地区(国家公務員宿舎用地)	15件
③B地区(複合公共施設用地)	2件	④C地区(業務系施設用地)	4件
⑤地区施設(歩道第1号・シンボルロード)	2件	⑥環境問題	2件
⑦基地跡地利用計画	17件	⑧その他のご意見	9件

基地跡地における地区計画素案に関する意見の要旨と市の考え方(抜粋)

ご意見の要旨	市の考え方
①地区計画全般について	
説明会を開催してほしい。市民との協働により地区計画を策定すべきである。	・基地跡地利用計画にある土地利用方針に基づき都市計画上の地区計画の策定を進めているものでございます。今回、パブリックコメントの実施により市民の皆さんからご意見をいただいているところです。また、都市計画法第17条による案の縦覧においても意見の提出が可能です。
地区計画を審議する委員に公募市民がない。	・都市計画審議会につきましては、条例によりその委員構成が定められておりますので、現状では、一般公募の市民の委員はいません。
国家公務員宿舎を建設する地区計画の策定に反対する。	・地区計画の策定は、基地跡地利用計画の土地利用方針に基づき、それを具体化する手段として都市計画の手続きを進めているものです。
地区計画は白紙撤回または見直しすべきである。	・基地跡地利用計画にある土地利用方針に基づき都市計画上の地区計画の策定を進めているものです。
A地区およびB地区の面積が、基地跡地利用計画の面積と異なっているのはなぜか。	・基地跡地利用計画との面積の違いにつきましては、地区計画素案では、既存道路の中心で地区を区分し、この道路部分の面積を加算したことから異なったものです。したがって、各地区の敷地部分は基地跡地利用計画にある面積のとおりA地区では3.0ha、B地区では2.0haです。また、地区計画素案のB地区につきましては、シンボルロードも地区面積に含まれています。
③A地区(国家公務員宿舎用地)について	
A地区の高さ制限なしに反対である。高度地区素案と整合しない。	・基地跡地利用計画にある土地利用方針に基づき都市計画上の地区計画の策定を進めているものです。 ・A地区は、多くのオープンスペース(公開空地)の確保や緑の保存を行い、隣接公園と一体となった土地利用を図るため、適当であると考えています。
高さ制限なしで日影等の影響が生じることへの対応はどうか。	・施設の建設にあたり懸念される周辺環境への対応につきましては、事業主である国において対処すべきものであると考えています。市といたしましては関係法令にのっとり、事業主に対し所要の対応を求めています。
A地区に工場は建てられないようにしてほしい。	・工場につきましては、パン屋などの食品製造業を営むもので、一定の規模以下(作業場の床面積の合計が50㎡以下で、原動機を使用する場合はその出力が0.75kw以下)のもの以外を建てられないように規制しています。

ご意見の要旨	市の考え方
③B地区（複合公共施設用地）について	
複合公共施設用地ではなく公園とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> 基地跡地利用計画にある土地利用方針に基づき都市計画上の地区計画の策定を進めているものです。B地区はその土地利用方針にもあるように既存の樹木を活かした緑豊かな土地利用を図っていきます。
④C地区（業務系施設用地）について	
C地区の業務系施設とはどういった施設なのか。施工主は誰か。	<ul style="list-style-type: none"> 基地跡地利用計画にある土地利用方針に基づき、主に業務系施設および市民サービス施設を誘導していきたいと考えております。なお、施工主につきましては決まっていません。
現在C地区にある青葉台公園第二駐車場は今後どうするのか。	<ul style="list-style-type: none"> 基地跡地利用計画にある土地利用方針に基づき、主に業務系施設および市民サービス施設を誘導していきたいと考えています。ご指摘の点は今後、施設を導入または誘導していく段階で、検討していきたいと考えています。
日影の影響軽減と通風を確保するため、壁面の位置の制限を強化して欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の位置の制限については、道路境界または隣地境界から建築物までの最低距離を定めることにより、道路や隣地への圧迫感を和らげるとともに、安全な歩行者空間などを確保することができることから、適当であると考えています。
⑤地区施設（歩道第1号・シンボルロード）について	
シンボルロードの位置付けと整備はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 整備にあたっては、既存の樹木をできる限り活かし緑に囲まれた歩道空間として拡幅充実を図るため、基地跡地利用計画にある土地利用方針に基づき地区計画を定めるものです。
⑥環境問題について	
環境破壊となるから、全て公園緑地化すること。	<ul style="list-style-type: none"> 基地跡地利用計画にある土地利用方針において、「緑の拠点ゾーン」として確保され、現在の地区計画にある緑地は適当であると考えています。
⑦基地跡地利用計画について	
市役所が複合施設に移転した跡地はどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 複合公共施設に導入予定の施設につきましては、周辺の公共施設で移転・集約化を検討することになっており、今後、施設の選定などについては、その必要性などについて慎重に検討することとなっています。したがって、今後、複合公共施設への導入施設の検討時において、ご指摘の移転跡地の活用についても検討していきたいと考えています。
基地跡地に国家公務員宿舎は必要ない。	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員宿舎の建設につきましては、国が必要とする事業であると考えています。
公務員宿舎の必要戸数が変わっている。	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員宿舎につきましては、国より850戸ということで聞いています。
朝霞市基地跡地利用基本計画書(最終報告書)から逸脱している。基地跡地利用計画の策定プロセスに疑義がある。	<ul style="list-style-type: none"> 基地跡地利用計画の検討過程においては、各段階において、市民の皆さんの参加をいただいたものと考えています。
⑧その他について	
パブリックコメントの意見募集期間が30日間となっていない。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法による地区計画の策定手続きは、土地所有者等から意見を聴くための法第16条縦覧と、土地所有者等および住民の皆さんから意見をいただくための法第17条縦覧があります。今回のパブリックコメントは、法第17条縦覧に先立ち市民の皆さんに広く素案を公表し意見をいただくためのものです。したがって、パブリックコメントの意見募集の期間は原則30日間ですが、法第16条縦覧の意見提出期間22日間に合わせて提出期間を設定したものです。
「建築基準法第〇条」等の法律用語が多く、説明資料が欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 関係するすべての法律の条文、条項の説明資料の添付につきましては、その資料ボリュームの観点から難しいものと考えています。しかしながら、今後、より分かりやすい情報の提供方法、情報内容に努めていきます。
朝霞市の用途地域指定は大ざっぱ過ぎる。	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域の変更につきましては、土地所有者や市民の皆さんの多数の意向が用途地域の変更を望まれ、かつ、市のまちづくりの計画との整合がある場合は、都市計画の提案制度などを活用することにより、用途の規制も変更可能であると考えています。皆さんの合意が必要であり、都市計画上の手続きが必要であることをご理解いただきたいと思います。